



資料3-4

パッケージシステムとカスタマイズについて

平成22年1月21日

株式会社 日立製作所

1. 自治体基幹業務システムの標準化について

自治体業務は、紙を前提とした手作業による事務の効率化や自治体の規模に応じた柔軟性を備えた制度として体系化されてきた。これまで、システム化により事務処理の合理化が進められたが、従前の制度を継承しつつ、自治体による独自のシステム化が進められた。そのため、近年のシステムの共同利用化やSaaS等の新たな環境においては、この制度・運用が更なる効率化を妨げる要因となっており、今後の自治体業務ではシステム（業務）の標準化が求められる状況となっている。

そこで、自治体における過去のカスタマイズ内容を分析した結果、自治体基幹業務システムの標準化のために下記対応が必要と考える。

仕様の統一

ex.. 帳票レイアウト、連携データ

例えば、証明書、各種通知等に記載される項目は全ての自治体で同じであるのも関わらず、自治体の条例によってレイアウトが異なる場合が多い。自治体の規模や特性等に関係なく、共通の仕様とすることで効率化が図られるものは仕様の統一化が有効となる。また、行政全体の最適化の観点からの業務の粒度（例：宛名管理の範囲等）、業務間のインターフェース、データ項目、コード辞書（例：年号、住民種別）、辞書（例：住所辞書）等に関する仕様の統一についても合わせて実施が望まれる。

提供サービスのオプション化（パラメータ化）

ex.. 自治体規模、自治体の裁量

自治体の規模に起因する組織や個人の業務範囲、住民サービスに対する考え方の相違は、サービス提供者側が提供するサービスをオプション化（システムのパラメータ化）し、サービス利用者側は用意された方式から最適な方式を選択することで対応できる。

コスト見合いでのカスタマイズ

ex.. 地域特性

「地域独自の福祉サービス等の地域特性に関わる固有の要件実現は、コスト面でのスケールメリットも得られないため、当該自治体個別の仕様としてコストを鑑みた上で、カスタマイズ可能とする手段が必要である。

2. どのような内容がカスタマイズされているのか

(1) 住民票（個人票と世帯票）

住 民 票

春夏県秋冬市

氏名	日立 太郎		生年月日	昭和 44 年 11 月 22 日		性別	男	世帯主	日立 太郎		統柄	世帯主						
住所	秋冬市南北町 1 丁目 852 番地 965 号 南北マンション 999 棟 102 号										年月日	平 17. 9.28 転居	届年月日	平 17. 9.28	住年月日	平 17. 9.28	住民となった年月日	平 17. 9.28
本籍	群馬県高崎市皇月町 1 丁目 12-20										筆頭者	日立 太郎						
前住所	春夏県秋冬市東西町 6 丁目 234 番 111 号 333 東西マンション 128 号										筆頭者	日立 太郎						
転出先											筆頭者							
住民票コード	00099018925										筆頭者	日立 太郎						
備考	平 17. 9.28 改製										筆頭者	日立 太郎						
行政区	北町第 2										筆頭者	日立 太郎						
平 17. 9.28 事実上の世帯主 日立 太一																		
(1 / 1) 一部																		
この写しは住民票の原本と相違ないことを証明する。																		
平成 17 年 9 月 28 日																		
春夏県秋冬市市長 東西 太郎																		
秋冬市 長之印																		

住 民 票

春夏県秋冬市

氏名	生年月日	性別	統柄		住民票コード
			年	月	
日立 太郎	昭和 44 年 11 月 22 日	男	世帯主		00099018925
日立 花子	昭和 41 年 2 月 12 日	女	妻		00099018933
日立 錦	平成 2 年 1 月 14 日	男	子		00099018941
日立 佳織	平成 5 年 12 月 11 日	女	子		00099018950
以下 余白					

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成 17 年 9 月 28 日

春夏県秋冬市市長

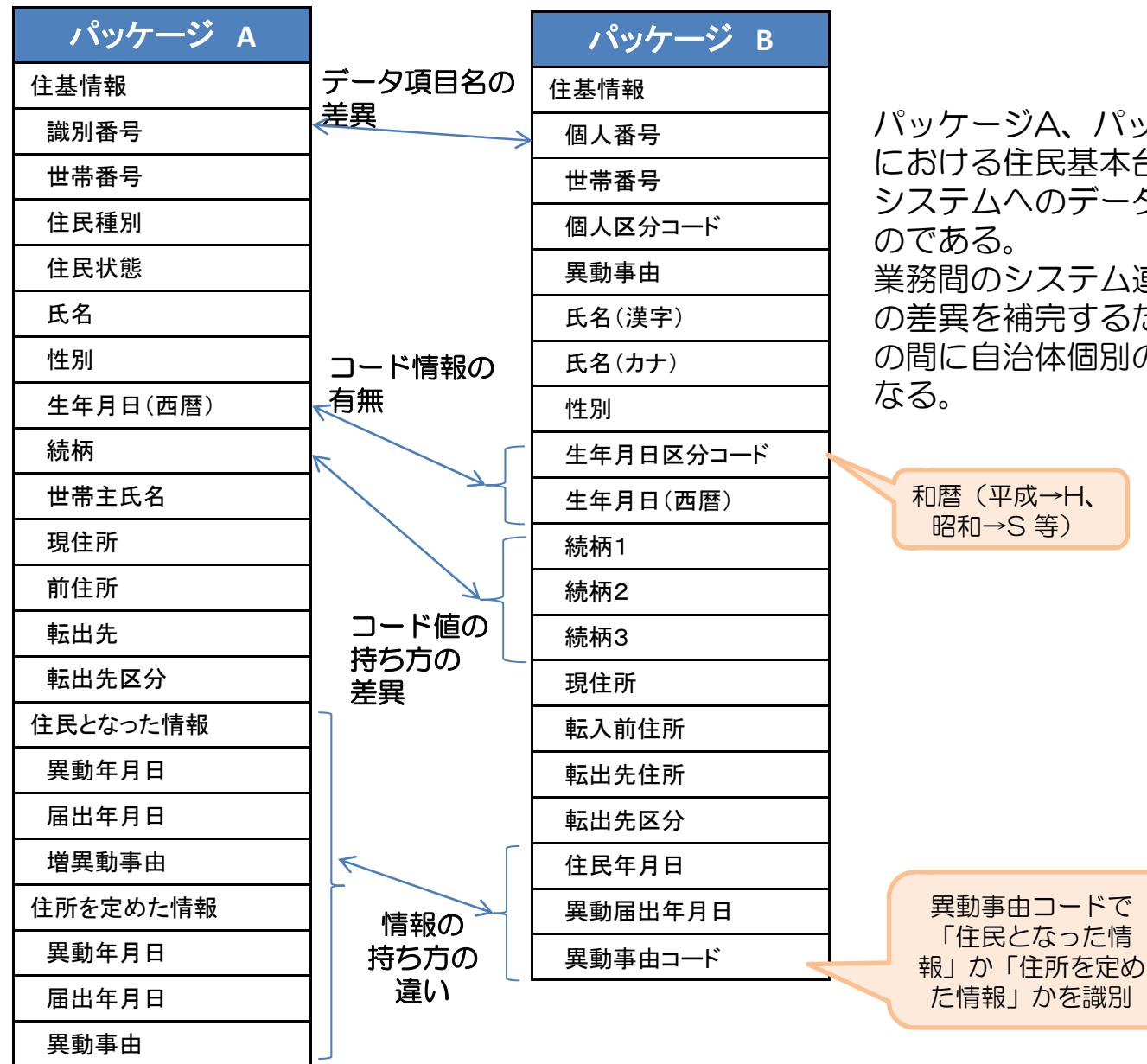
東西 太郎

秋冬市
長之印

住民票の基本は個人票であるが、規模の大きな自治体では、電算化以前に世帯の構成員全てを記載した「世帯票」での管理が効率的との理由で採用し、電算化後もこの様式を継承している場合がある。

2. どのような内容がカスタマイズされているのか

(2) 業務間インターフェイスのカスタマイズ例（住民基本台帳→介護保険）



パッケージA、パッケージBは、異なる製品における住民基本台帳システムから介護保険システムへのデータ連携の項目を比較したものである。

業務間のシステム連携ではデータ項目レベルの差異を補完するために、連携するシステムの間に自治体個別のデータ変換処理が必要となる。

2. どのような内容がカスタマイズされているのか

(3) 国民健康保険のカスタマイズ例

① 徴収方式

国民健康保険法第76条では、徴収方式に保険料方式を定めているが、大半の自治体で保険税方式を採用している。保険料方式の徴収権の時効は2年であるが、保険税方式は5年になることに加え、滞納処分の優先順位が税方式の方が高くなるためである。

② 賦課方式

国民健康保険料の賦課方式は市町村の実情に応じて各市町村で決めることとされており、主に4方式（所得割・資産割・被保険者均等割・世帯平等割）・3方式（所得割・被保険者均等割・世帯平等割）・2方式（所得割・被保険者均等割）がある。

	自治体	所得割	被保険者均等割	世帯平等割	資産割
1	A市	○	○	○	○
2	B市	○	○	○	
3	C市	○	○		

所得割は、前年の所得に応じて算定
被保険者均等割は、被保険者1人ひとりに課される
世帯平等割は、世帯ごとに課される
資産割は、当該年度の固定資産税額に応じて算定

市町村のおかれた状況は全国一律ではないため、その市町村の実情に合わせた要求仕様に基づきパッケージにカスタマイズをおこなっている。

3. 標準化に対する対応例

項目	事例	対応策の案
1 仕様の統一	住民票は、個人票と世帯票が存在し、自治体はどちらか一方を採用している。	住民票を個人票に統一する。
	証明書や通知書が自治体によって様式が異なる。	印字項目と様式を統一する。 (*)
	業務間のインターフェースが自治体によって異なる。	業務の粒度を決め、その業務間のインターフェース仕様を統一する。 (*)
	JIS規格第1、第2水準以外の文字（外字）が自治体の独自運用のため、システム連携のために文字のつき合わせ（同定）やコード変換が必要となる。	使用する文字やシステム間連携の文字コードに関するインターフェイス仕様を統一する。
2 提供サービスのオプション化（パラメータ化）	国民健康保険は各自治体によって条例で定められており、保険料方式と保険税方式の徴収方式や複数の賦課方式が存在する。	サービス提供者にて保険料方式と保険税方式や各種賦課方式を用意し、自治体がパラメータの変更のみで対応できる仕組みを用意する。
	大規模自治体では、委託用帳票印刷データ作成、委託入力データの取込、一括入力画面等のバッチ処理が必要となる。	大規模自治体向けのバッチ処理をサービス提供者が用意し、必要とする自治体がパラメータの変更のみで採用できる仕組みを用意する。
	小規模自治体では、住基業務と国保業務を同一窓口（同一部署）で対応する場合が多いため、双方のシステムの画面連携とデータ連携が必要となる。	小規模自治体向けの画面と画面遷移をサービス提供者が用意し、必要とする自治体がパラメータの変更のみで採用できる仕組みを用意する。
3 コスト見合いでのカスタマイズ	福祉サービスとして、国で定める特別障害者手当のほかに、県や市独自の重度心身障害者手当、難病患者福祉手当、配食サービスなどが地域独自サービスとして提供している。	地域独自サービス機能の必要性や実現する場合の費用対効果からカスタマイズの可否を検討する。

* : 印字項目に限らずデータ項目に関しては、用語の定義やデータ項目名称等に対する統一的な定義（データの標準化）が必要である。

自治体における主要業務のカスタマイズの一例

- ・内容は一例で、全ての内容を網羅するものではありません。
- ・自治体規模別以下を目安にしています。
 - 小規模：3万人未満
 - 中規模：3万人以上、30万人未満
 - 大規模：30万人以上
- ・影響度は目安です。
- ・バラメータ対応の可否は、凡例は以下の通りです。
 - ：技術的に可能（現在、実現しているものではありません）
 - △：統一的な仕様を定められた場合は可

No	業務名 (LASDEC主要26業務 電子自治体準拠)	影響度	主な要因																					
			自治体の条例で 決められている			規模別 影響度			対パ ラメ の可 否	組織の規模が異なる			規模別 影響度			対パ ラメ の可 否	自治体固有の理由			その他	規模別 影響度			対パ ラメ の可 否
			小 規 模	中 規 模	大 規 模	頻度	小 規 模	中 規 模		大 規 模	頻度	小 規 模	中 規 模	大 規 模	頻度		小 規 模	中 規 模	大 規 模		小 規 模	中 規 模	大 規 模	頻度
1	T01住民情報関連	中	【団体間の違い】 様式が異なる。 ・住民票(個人票)様式変更 ・転出証明書様式変更など 《別紙①》 【理由】 統一の様式が無く、各自治体の条例で様式が決められているため。	小	小	小	導入時	△	【団体間の違い】 国保資格の業務と連携する機能が必要な自治体と、連携させない自治体がある。 例えば、連携が必要な自治体では、国保有資格者の住記異動を行なった後に、基礎情報を引き継いで国保資格異動画面に遷移するように改修を実施する。《別紙②》 【理由】 小規模自治体では、住記と国保資格業務を同じ窓口で実施することがあるため。	中	導入時	△	【団体間の違い】 様式が異なる。 ・統計表など 【理由】 県に報告する資料で、県毎に指定している様式が違うため。	小	小	小	導入時	△	【団体間の違い】 他業務が他ベンダーの製品や自治体独自のシステムの場合、連携データの項目は基本的に同じだが、レイアウト(項目配置)や文字コードが異なり、改修をする時がある。 《別紙③》 《別紙④》 【理由】 外部連携先システムとの連携データが各業務、および開発ベンダーによって異なるため。	中	中	大	導入時	△
2	T02 税業務	中		小	小	小	導入時	△		【団体間の違い】 更正処理において、オンライン更正で税額変更を実施し、月次にて納通、納付書を作成／送付する自治体が多いが、人口規模の多い特別区では、月次処理の件数が多くなるため、週次処理として分割の対応が必要。 【理由】 大規模自治体では、処理件数が多く、月次の一括処理時間が膨大なため。	大	導入時	○	【団体間の違い】 外部委託用の帳票データの出力条件が異なる。 【理由】 帳票の大量印刷の場合、印刷を外部委託するが、委託先ベンダーによって連携データが異なるため。	中	導入時	△	【団体間の違い】 他業務が他ベンダーの製品や自治体独自のシステムの場合、連携データの項目は基本的に同じだが、レイアウト(項目配置)や文字コードが異なり、改修をする時がある。 【理由】 外部連携先システムとの連携データが各業務、および開発ベンダーによって異なるため。		中	中	大	導入時	△
3	法人性民税	中	【団体間の違い】 様式が異なる。 ・予定申告書兼納付書様式変更 ・確定・中間申告書兼納付書様式変更 【理由】 統一の様式が無く、各自治体の条例で様式が決められているため。	小	小	小	導入時	△	【団体間の違い】 外部委託用の帳票データの出力条件が異なる。 【理由】 帳票の大量印刷の場合、印刷を外部委託するが、委託先ベンダーによって連携データが異なるため。	中	導入時	△	【団体間の違い】 未申告法人一覧の抽出条件(期間指定を行う)が異なる。 【理由】 大中規模ユーザーで法人数が多い場合、絞込みの抽出条件を変えて、出力を行いたいため。	小	小	導入時	○	【団体間の違い】 合併した自治体では、名寄せ機能が異なる。 【理由】 合併を行なった自治体において、合併以前に、両方の自治体に申告書を提出していた法人の内訳を表示する必要があるため。	中	中	導入時	○		
4	軽自動車税	中		小	小	小	導入時	△		【団体間の違い】 外部委託用の帳票データが異なる。 【理由】 帳票の大量印刷の場合、印刷を外部委託するが、委託先ベンダーによって連携データが異なるため。	中	導入時	△	【団体間の違い】 5/31までの出納整理期間中を考慮し、滞納判定する場合といしない場合を導入時に決定。 【理由】 出納整理期間は滞納として取り扱うか、滞納といいかは、自治体毎で考えがことなるため。	中	中	中	導入時	○					

自治体における主要業務のカスタマイズの一例

・内容は一例で、全ての内容を網羅するものではありません。
 ・自治体規模は以下を目安にしています。
 小規模：3万人未満
 中規模：3万人以上、30万人未満
 大規模：30万人以上
 ・影響度は目安です。
 ・バラメータ対応の可否は、凡例は以下の通りです。
 ○：技術的に可能。（現在、実現しているものではありません）
 △：統一的な仕様が定められた場合は可能。

No	業務名 (LASDEC主要26業務 電子自治体準拠)	影響度	自治体の条例で 決められている	主な要因												その他	規格別 影響度			対バラ メータ の可 否						
				規模別 影響度			頻度	対バラ メータ の可 否			組織の規模が異なる			規模別 影響度			頻度	対バラ メータ の可 否			自治体固有の理由					
				小 規 模	中 規 模	大 規 模		小 規 模	中 規 模	大 規 模	小 規 模	中 規 模	大 規 模	小 規 模	中 規 模	大 規 模		小 規 模	中 規 模	大 規 模						
5	固定資産税	大	【団体間の違い】 様式が異なる。 ・課税明細書様式変更 ・価格決定通知書様式変更 ・家屋評価額計算様式変更 ・土地評価額計算様式変更 ・償却資産申告書様式変更 ・償却資産課税台帳様式変更 ・種類別明細書様式変更 ・納稅通知書様式変更 【理由】 統一の様式が無く、各自治体の条例で様式が決められている。	小	小	小	導入時	△	【団体間の違い】 小中規模では、家屋評価システムからの取り込みデータの決裁はオンライン処理のみだが、大規模自治体では一括処理で行う。家屋評価システムよりの取り込みはオンラインからの入力となるが、一括での取り込み処理を追加し、エラーリストを一覧で出力する機能の追加。 【理由】 大規模自治体では、オンライン処理で家屋評価システムのデータを一件ずつ確認するのは、件数が多く運用が廻らないため。 【団体間の違い】 大規模自治体では、みなし課税を抑止する処理を追加。 現況確認ができており、証明ができるのであれば、申請がなくても前年情報を引き継いで課税するが、証明ができない場合に前年情報を引き継がないように処理を変更。 【理由】 償却資産の現況確認ができる証明できる場合は前年度償却を引き継げるが、大規模では現況確認ができない場合があるため。 【団体間の違い】 外部委託用の帳票データが異なる。 【理由】 帳票の大量印刷の場合、印刷を外部委託するが、委託先ベンダーによって連携データが異なるため。	中	導入時	○	大	導入時	○	中	導入時	△	【団体間の違い】 概要調査システムや家屋評価システムなど、異なるベンダーのシステムの場合、I/Fに合わせた連携データのレイアウトの変更（目的には変わらないが、レイアウト（項目配置）が変わる）及び文字コードの変更が発生する。 【理由】 外部連携先システムとの連携データが各業務、および開発ベンダーによって異なるため。	大	導入時	△	△			
6	T06国保・年金	大	【団体間の違い】 様式が異なる。 ・国保税納税通知書様式変更 ・変更決定通知書様式変更 【理由】 統一の様式が無く、各自治体の条例で様式が決められている。	小	小	小	導入時	△	【団体間の違い】 住記の業務と連携する機能の有無。 【理由】 小規模自治体では、住記と国保資格業務を同じ窓口で実施することがあるため。 【団体間の違い】 外部委託用の帳票データが異なる。 【理由】 帳票の大量印刷の場合、印刷を外部委託するが、委託先ベンダーによって連携データが異なるため。	中	導入時	△	中	導入時	△	【団体間の違い】 様式が異なる。 ・調整交付金資料・連合会I/F 【理由】 県に報告する資料で、県毎に指定している様式が違うため。	小	小	小	導入時	△	【団体間の違い】 国保料であれば、料金の算定方法カスタマイズ（国保税＝旧併し書き方式、国保料＝住民税方式が一般的的）。 旧併し書き方式：所得を用いる。 住民税方式：住民税額を用いる。 【理由】 徴収方式として国民健康保険法第76条では、保険料方式を定めているが、大半は保険料方式を採用しているため。	大	大	導入時	○

自治体における主要業務のカスタマイズの一例

- ・内容は一例で、全ての内容を網羅するものではありません。
- ・自治体規模別に以下を目安にしています。
 - 小規模：3万人未満
 - 中規模：3万人以上、30万人未満
 - 大規模：30万人以上
- ・影響度は自己目安です。
- ・パラメータ対応の可否は、凡例は以下の通りです。
 - O：技術的に可能。（現在、実現しているものではありません）
 - X：統一的な仕様が定められた場合は可能。

No	業務名 (LASDEC主要26業務 電子自治体準拠)	影響度	主な要因																																			
			規格別 影響度			対パ 応ラ メー タ否	組織の規模が異なる			規格別 影響度			対パ 応ラ メー タ否	自治体固有の理由			対パ 応ラ メー タ否	規格別 影響度			頻度	対パ 応ラ メー タ否																
			小 規 模	中 規 模	大 規 模		頻度	小 規 模	中 規 模	大 規 模	頻度	小 規 模	中 規 模	大 規 模	頻度	その他	小 規 模	中 規 模	大 規 模																			
7	T09介護保険	中	自治体の条例で決められている			△	【団体間の違い】 様式が異なる。 (例: 帳票のタイトルに市の名前をつける「〇〇市介護保険自己負担額証明書」、介護給付費通知ではサービス項目毎の明細を全て印刷するのか、サービス種類単位のくくりでのみ印刷するか等) 【理由】 通知書の様式などは、介護保険法で全て定められておらず、自治体の条例にて定めるものもあるため。	△	【団体間の違い】 一括処理のカスタマイズ。 例えば、高額介護サービス費の支給決定などには毎月3000程度の決定行為が必要で、一旦、全て支給決定状態にし、税が未確定で算定金額の変更が個別に変更になる必要がある対象者についてだけ、決定状態を未決定に戻し、金額を修正後個別にオンラインで修正するなど。 【理由】 大規模自治体では、処理件数が多いため、毎月の一括処理時間が膨大にかかる。なお、システムによっては上記のような運用を可能とするかしないかを設定変更により可能とするものもある。	△	○	【団体間の違い】 様式や一括処理のカスタマイズ。 ・勧奨通知 ・督促・催告通知など 【理由】 住民に定期的に一括して行い通知は、通知のサイクルや対象者の範囲を自治体ごとに見直している場合がある。	△	○	【団体間の違い】 外部と連携する認定審査会や訪問調査システムの連携データのレイアウト及び出力条件のカスタマイズ。ペンダ毎に規定しているインターフェースの規定が異なる。(例: CSVファイルで連携するか固定長のファイルで連携するか、値の入らない場合の初期値(全て空白とするかにするなど)、項目の並びが1つ異なるだけでもシステム的にはファイルのレイアウト整形が必要となる。) 【理由】 外部連携先システムとの連携データが各業務、および開発ベンダーによって異なる。	△	○	【団体間の違い】 帳票のカスタマイズ。 【理由】 金額などを印刷している帳票について、庄着式の葉書(シラー)にて出力している帳票を採用している場合がある。	△	○	【団体間の違い】 電子公印を市長名に半分印がかかるように文字の公印の出力位置などを調整している。 【理由】 電子公印を使用しての帳票出力の規定は、市町村により考えが異なっているため。	△	○	【団体間の違い】 コンビニ収納を行なう場合、収納代行業者に応じて、連携するデータをカスタマイズ。また、バーコード読み取り機に応じて出力する文字のドットの微修正が必要となる。 【理由】 収納代行業者によつて収納結果として送付されてくるインターフェースの形式、バーコード読み取り機のメカなどが異なるため。	△	○	【団体間の違い】 総合窓口システムとしで使用するために他のシステムとの連携機能などを個別に設けている。 具体例としては、住基のシステムにログインした場合に通常であれば、住基システムで保持している情報しか参照できないが、住基からの問合せとして介護保険の受給、保険料の滞納状況などを問い合わせることもあり、その場合に介護保険課で聞いてくださいと言わなくて良いように、予め介護保険システムより規定のインターフェースでデータを取得しておこことで、情報を参照できるようにするなど。 【理由】 自治体の総合窓口からは昨今の自治体システムの傾向であり、どのように総合窓口かは市町村における各担当課の構成などにもより異なるため。	△	○	【団体間の違い】 例: 通知書類の首長名が、市、区で異なる。また、区毎にファイルを分割してデータの引渡しが必要となる。 【理由】 政令指定都市の場合、区の権限や運用が市によって異なるため。	△	○	【団体間の違い】 介護保険広域連合の場合は単独の保険者(市町村1つのみ)の場合と異なり、グループ賦課(広域の中のとある市町村のグループ分け)に応じて保険料を設定するなどを実施しており、賦課処理のカスタマイズが必要。どの市町村の単位で区切りを行うかなどは一意に決まらないため、システムで可変の対応は難しい。また、広域連合の保険者は全国で大量に存在するわけではないため、通常製品での対応は行っておらず、個別対応となることが多い。 【理由】 各広域連合での運用に委ねられているため。	△	○	【団体間の違い】 中～大	導入時	△
																					中～大	導入時	△															

自治体における主要業務のカスタマイズの一例

- ・内容は一例で、全ての内容を網羅するものではありません。
- ・自治体規模別で以下をまとめています。
 - 小規模：3万人未満
 - 中規模：3万人以上、30万人未満
 - 大規模：30万人以上
- ・影響度は目安です。
- ・パラメータ対応の可否は、凡例は以下の通りです。
 - O：技術的に可能。（現在、実現しているものではありません）
 - X：統一的な仕様が定められた場合に可能

自治体における主要業務のカスタマイズの一例

・内容は一例で、全ての内容を網羅するものではありません。
 ・自治体規模は以下を目安にしています。
 小規模：3万人未満
 中規模：3万人以上、30万人未満
 大規模：30万人以上
 ・影響度は目安です。
 ・バラメータ対応の可否は、凡例は以下の通りです。
 ○：技術的に可能。（現在、実現しているものではありません）
 △：統一的な仕様が定められた場合は可能。

No	業務名 (LASDEC主要26業務 電子自治体準拠)	影響度	自治体の条例で 決められている	主な要因												その他	規格別 影響度	頻度	対パ ラメ ータ の可 否						
				規模別 影響度			対パ ラメ ータ の可 否	組織の規模が異なる			規模別 影響度			頻度	対パ ラメ ータ の可 否			自治体固有の理由							
				小 規 模	中 規 模	大 規 模		小 規 模	中 規 模	大 規 模	小 規 模	中 規 模	大 規 模		小 規 模	中 規 模	大 規 模								
9	T07福祉業務	中	<p>【団体間の違い】 様式が異なる。 ・障害福祉サービス受 給者証 ・自立支援医療受給 者証 ・児童扶養手当証書など</p> <p>【理由】 国より様式例の提示 はあるが、各自治体の 条例で様式を変更す ることがある。</p> <p>【団体間の違い】 地域生活支援事業に ついて、取り扱ってい るサービスの違いや、 利用者負担の考え方 が異なっているため、 各自治体にあつた支 給決定機能、利用者 負担の算定機能の見 直しが必要。また、支 払に関して、自治体で 実施する場合と、国保 連に委託する場合に 運用が分かれる場合 があり、国保連に送付 するL/Fの内容などを 変更する必要がある。</p> <p>【理由】 市町村ごとに運用や 委託している業務の範 囲、国保連とのL/Fが 異なるため。</p>				△													<p>【団体間の違い】 都道府県によって様 式や障害名の区分が 異なる。そのため、手 帳発行処理は政令市 ／中核市の場合はカ スタマイズ。 療育手帳もほぼ同様。 例)手帳の様式は本 のような綴じ込み式や 折りたたみ式、カード 式など都道府県毎に 異なる。</p> <p>【理由】 身障手帳は都道府県 ごと(ただし、中核市、 政令指定都市は各市 ごと)に発行するため。</p>	中	中	大	導入時	△

自治体における主要業務のカスタマイズの一例

・内容は一例で、全ての内容を網羅するものではありません。
 ・自治体規模は以下を目安にしています。
 小規模: 3万人未満
 中規模: 3万人以上、30万人未満
 大規模: 30万人以上
 ・影響度は目安です。
 ・パラメータ対応の可否は、凡例は以下の通りです。
 ○:技術的に可能。(現在、実現しているものではありません)
 △:統一的な仕様が定められた場合は可能。

No	業務名 (LASDEC主要26業務 電子自治体準拠)	影響度	自治体の条例で 決められている	主な要因												その他	規格別 影響度			対パ ラメ ータ の可 否						
				規模別 影響度			頻度	組織の規模が異なる			規格別 影響度			頻度	自治体固有の理由			規模別 影響度								
				小 規 模	中 規 模	大 規 模		小 規 模	中 規 模	大 規 模	小 規 模	中 規 模	大 規 模		小 規 模	中 規 模	大 規 模									
10	T12財務会計	大	【団体間の違い】 自治体ごとに決算書、 予算書などの帳票様式が異なっている。 【理由】 統一された帳票様式 がなく、自治体ごとに 様式を定めているた め。	小	中	大	導入時	△	【団体間の違い】 組織規模の大小により、取り纏め課の業務範囲が異なり、メニュー構成、権限等の要望が異なっている。 【理由】 規模が小さい場合、取り纏め部署で、全庁の業務を行なうための機能が求められる。 規模が大きい場合、各人の権限を厳格に管理し、各課で申請し取り纏め部署で審査する機能が求められる。	小	小	中	導入時	○	【団体間の違い】 現状の運用のサポートとしてシステムを利用している自治体もあれば、導入したシステムに合わせて運用を変更する自治体もある。また、電子化システムと連携するような運用もあり、各自治体の作業効率化の考え方や、運用の方針によりシステムの利用方法が変われる。 契約業務、物品業務の運用が自治体によって異なる。 例: 物品購入の場合、パッケージでは「執行同一負担行為→支出命令」の順に伝票発行することを想定しているが、指名又は入札などの処理は運用で行ない、決定後に負担行為、支出命令のみ起票する即決処理などがある。 【理由】 自治体ごとに契約業務、物品業務の運用を定めているため。	小	中	大	導入時	△	【団体間の違い】 他業務システムとの連携範囲、方式などが異なり、それにより運用も異なる。 例: 財産管理について、財務会計システムにて1件単位で管理する自治体もあれば、歳入が発生する業務は全て電算化されており、財務会計システムは各システムからデータをもらう自治体もある。 また、人事給与管理システムが導入されていれば、人事給与関連の支出情報は、人事給与管理システムで管理するため、支出情報を財務会計システムに取込む必要がある。このとき、お互いのパッケージで用意しているインターフェースが合わなければ、カスタマイズが必要になる。 人事給与管理システムが導入されていなければ、財務会計システムに支出情報を直接入力するため、上記のようなカスタマイズは不要になる。 【理由】 自治体毎に独自のシステムがあり、それぞれの機能の定義も異なるため。	小	大	大	導入時	△
11	T13庶務事務	大	【団体間の違い】 休日給の対象勤務時間帯、超過勤務の代休処理、日当支給の計算条件など 【理由】 自治体毎に条例で定められており、かつ統一されていない	小	中	大	導入時	△	【団体間の違い】 複数職員の一括処理機能や総務事務センター職員向けの機能 【理由】 所属する職員数が多い部署や利用端末が少ない部署がシステム対象範囲となる場合、代理者による一括処理が運用上求められる。また、総務事務センターを設置する場合は、事務センターの業務に特化した機能が必要となる	小	中	大	導入時	△	【団体間の違い】 申請書や給与明細の様式の違い 【理由】 統一された様式がなく、自治体ごとに決められているため	小	中	中	導入時	△	【団体間の違い】 地域の特性が機能に影響を及ぼす場合 (例): 地図ソートと連動した移動距離から交通費算出する公用車対応等運賃検索ソフトとの連動等 【理由】 通勤手段が鉄道主体の地域や自家用車主体の地域など勤務地の立地条件が異なるため	小	小	大	導入時	△

パラメータによる対応について

標準的な運用フロー、画面レイアウト、伝票レイアウト、帳票レイアウトを2~3パターン提供しパラメータにより切り替えることは可能と考える。
ただし、それすべての自治体の要望が満たされるか、すべての機能について実装できるか、性能や保守性が低下しないか、などの課題は残る。

自治体における主要業務のカスタマイズの一例

・内容は一例で、全ての内容を網羅するものではありません。
 ・自治体規模は以下を目安にしています。
 小規模：3万人未満
 中規模：3万人以上、30万人未満
 大規模：30万人以上
 ・影響度は目安です。
 ・パラメータ対応の可否は、凡例は以下の通りです。
 ○：技術的に可能。（現在、実現しているものではありません）
 △：統一的な仕様が定められた場合は可能。

No	業務名 (LASDEC主要26業務 電子自治体準拠)	影響度	自治体の条例で 決められている	主な要因												その他	規格別 影響度			対パ ラメー タの可 否						
				規模別 影響度			頻度			組織の規模が異なる			規模別 影響度			頻度										
				小 規 模	中 規 模	大 規 模	小 規 模	中 規 模	大 規 模	小 規 模	中 規 模	大 規 模	小 規 模	中 規 模	大 規 模	小 規 模	中 規 模	大 規 模								
12	T14人事給与	大	<p>【団体間の違い】 様式が異なる。 ・辞令書 ・昇給通知書 ・給与明細書など 【理由】 統一の様式が無く、各自治体の条例で様式が決められている。</p> <p>【団体間の違い】 手当計算の算出式や端数処理などが異なる。 【理由】 手当計算の算出式が、自治体ごとに定めているため。</p> <p>【団体間の違い】 臨時職員の任用～賃金計算が計算方法および運用方法(管理)を給与主務課にするか、各任用課とするなどが異なる 【理由】 自治体独自に定めていることが多い。</p>	小	小	小	導入時	△	<p>【団体間の違い】 大規模自治体では小規模自治体では扱わない職種や業務が存在する。</p> <p>【団体間の違い】 組織階層が自治体規模により異なる</p>	小	小	大	導入時	△	<p>【団体間の違い】 共済組合や総務省報告用データ仕様等が異なる。 【理由】 都道府県単位に決められているため。</p> <p>【団体間の違い】 導入前に業務委託やUPでの対応を行ってきたユーザでは、業務以外の運用方法に対してパッケージの運用に合わせるという意識が希薄でカスタマイズを行うことを前提としている場合がある</p> <p>【団体間の違い】 システム化範囲(庶務事務システムの導入有無や電子決済の導入有無)に応じて、人事給与システム側に求める機能範囲が広くなる場合がある</p>	中	中	大	導入時	△	<p>【団体間の違い】 組織の特異性(互助会や一部事務組合、広域連合の管理をあわせて行うなど)により、大きな仕様差が生まれる。</p> <p>【団体間の違い】 医療職や消防職、議員などをシステム管理対象とする場合に、大きな仕様差が生まれる。</p>	中	中	大	導入時	△
			パラメータによる対応について																	○						
13	T15文書管理	小	<p>【団体間の違い】 帳票に出力する文書の番号体系が異なる。 【理由】 各自治体ごとに文書の番号体系が条例で決められている。</p>	小	小	小	導入時	△	<p>【団体間の違い】 システム化の範囲が異なる。 目録のみにする場合はメニュー体系に差が生じるため、カスタマイズで補う必要がある。 【理由】 小規模では文書の目録のみ管理できればよい顧客が多く、大規模では文書の中身(添付ファイルなど)まで管理する場合が多い。</p>	中	中	中	導入時	△	<p>【団体間の違い】 様式の違い 【理由】 統一された様式がなく、自治体ごとに決められているため。</p> <p>【団体間の違い】 ボタンや項目などの画面上の文言が異なる。 【理由】 業務の呼び名が自治体ごとに異なる。</p>	小	小	小	導入時	△						
14	T03戸籍																									
15	T04選挙投票																									
16	T05自動交付機																									
17	T08保健業務																									
18	T11学齢簿																									
19	T16土木積算																									
20	T17公有財産管理																									
21	T18統合型GIS																									
22	T19公営住宅管理																									
23	T20図書館																									
24	T21グループウェア																									
25	T22電子申請																									
26	T23電子申告																									
27	T24施設予約																									
28	T25電子調達																									
29	T26システム間連携																									